

総務文教常任委員会

令和4年6月20日（月）
午前10時～
全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

政策企画部

- (1) 第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

生涯学習部

- (1) 第6号議案 亀岡運動公園競技場第三種公認改修工事請負契約の締結について
<説明～質疑>
- (2) 第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

総務部

- (1) 第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

会計管理室

- (1) 第4号議案 財産区有財産の処分について
<説明～質疑>

教育部

- (1) 第1号議案 令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
<説明～質疑>

（昼休憩）

4 討論～採決

-裏面あり-

5 行政報告

生涯学習部

- (1) 建物収去土地明渡等請求事件について

教育部

- (2) 学校規模適正化の取組について

6 陳情・要望について

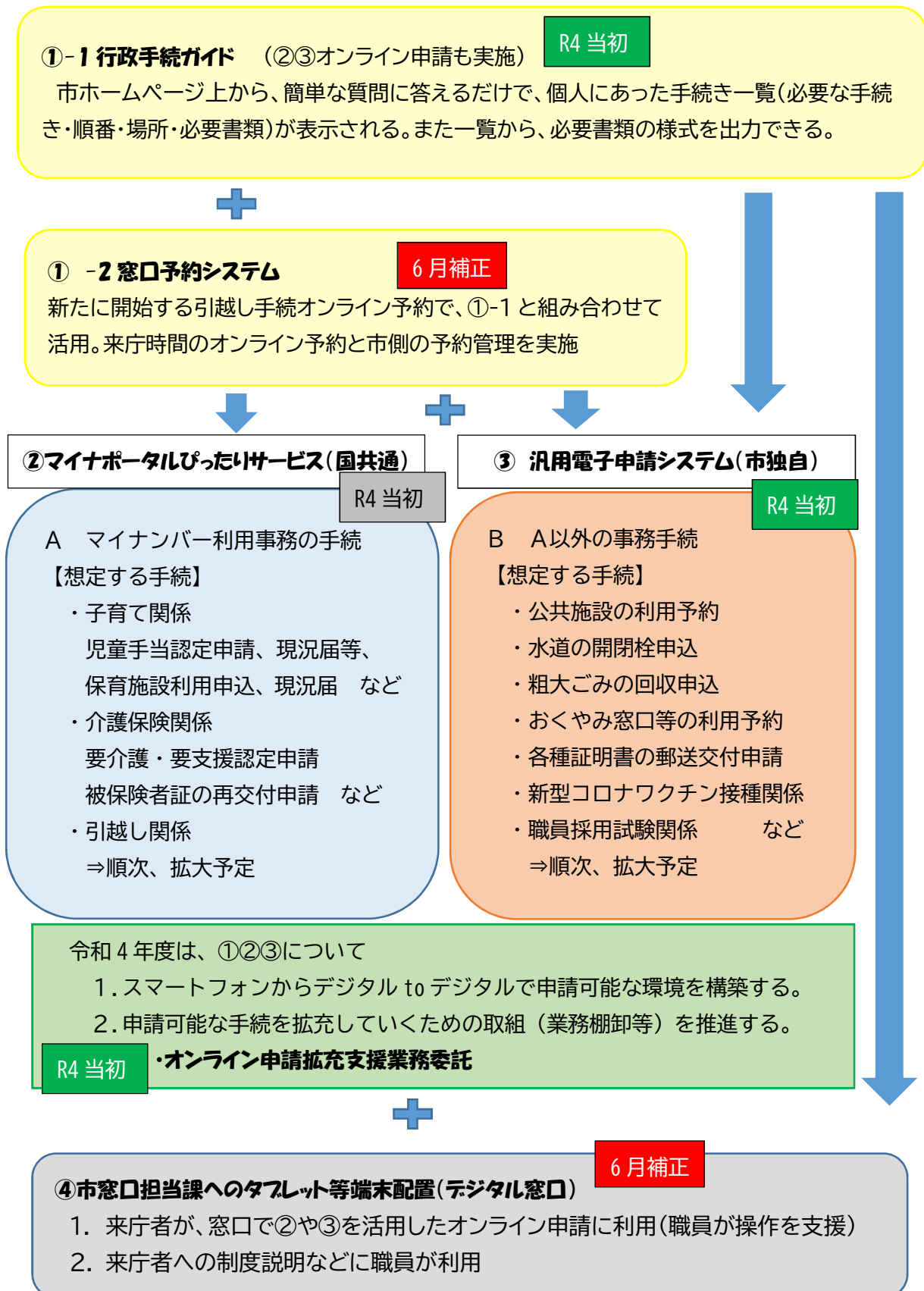
- (1) 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情（別紙1）
- (2) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情（別紙2）
- (3) 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情（別紙3）
- (4) 非核・平和施策に関する要望書（別紙4）
- (5) 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情（別紙5）

7 その他

- (1) 議会だよりの掲載事項について
- (2) 他都市先進地視察について
- (3) 次回の日程等について

■ ICT 技術を活用した行政手続きのデジタル化・オンライン化推進事業について

1. 事業全体イメージ



2. 本事業の全体事業費（情報政策課分）

予算計上	内容	事業費	6月補正計上 歳入額
R4 当初	自治体オンライン手続き推進に係る ネットワーク構築（②）	25,191 千円	—
	行政手続きガイド利用料（①-1）	995 千円	A 497 千円 B 398 千円
R4 当初	汎用電子申請サービス利用料（③）	2,244 千円	A 1,122 千円 B 898 千円
	オンライン申請拡充支援業務委託	1,801 千円	A 900 千円 B 720 千円
R4 当初予算計上分		30,231 千円	A 2,519 千円 B 2,016 千円
	窓口予約システムサービス利用料（①-2）	170 千円	A 85 千円 B 68 千円
6月補正	デジタル窓口用端末通信料（④）	416 千円	A 208 千円 B 166 千円
	デジタル窓口用端末等導入経費（④）	17,091 千円	A 8,546 千円 B 6,836 千円
R4 年6月補正予算計上分		17,677 千円	A 8,839 千円 B 7,070 千円
事業費合計		47,908 千円	20,444 千円

3. 本事業に対する国の財政支援（6月補正）

	補助率	財源名
R4 当初	50%	デジタル田園都市国家構想推進交付金（A）
6月補正	40%	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（別枠）（B）

東部文化センター空調設備について

1. 6月補正額について

東部文化センターの快適な施設環境の維持を目的に、同センターの老朽化した空調設備などの更新・新設工事を実施します。

東部文化センター空調設備更新工事	44,267千円
【内容】①東部文化センター空調設備更新工事	15,058千円
②東部文化センターキュービクル更新工事	29,209千円

2. 事業内容

①東部文化センター空調設備更新工事 15,058千円

老朽化した各階エントランスと3階大ホールの空調設備の更新と新規設置。

1階エントランス	1台更新（仕様 冷25/暖28kw）
2階エントランス	1台更新（仕様 冷14/暖16kw）
3階エントランス	1台新設（仕様 冷14/暖16kw）
3階大ホール	4台新設（仕様 冷14/暖16kw）

②東部文化センターキュービクル更新工事 29,209千円

新たな東部児童館と空調整備後の東部文化センターの電力を補うため、新たなキュービクルを設置する。

【工事内容】・屋外キュービクル設置

- ・ 附帯工事（電力引込、負荷開閉器、変圧器）
- ・ 電灯動力分電盤設置

	現行	更新後
電灯変圧器	30KVA	⇒ 100KVA
動力変圧器	100KVA	⇒ 150KVA
キュービクル容量	130KVA	⇒ 250KVA

キュービクルは、電力会社から供給される高圧電気（6,600ボルト）を施設等で通常使用できる適正電圧（100ボルト、200ボルト）に変圧する機器を収納した設備であり、キュービクル容量を超えた電力使用が続くと、設備の温度上昇などにより寿命を縮めるほか、事故にも繋がることになる。

令和4年6月20日

総務文教常任委員会

【提出資料】

総務部

【趣旨】

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正(以下「改正法」という。)されました。地方公共団体に関する規律の規定の施行日については、公布の日から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日(令和5年4月1日施行)とされています。

改正法では、主に以下の個人情報保護制度の見直しがされます。

- ① 行政機関個人情報保護法(国の行政機関)、独立行政法人等個人情報保護法(独立行政法人等)、個人情報保護法(民間事業者)の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化されます。
- ② 個人情報の定義等を、国・民間・地方で統一するとともに、国のガイドライン等をもとに、運用することになります。
- ③ 個人情報ファイル簿の作成及び公表が改正法により義務化されます。

【業務委託概要】

- ① 個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備
改正法、国のガイドライン等に伴う個人情報保護条例等の例規整備
- ② 個人情報ファイル簿作成業務
改正法に伴う個人情報ファイル簿の作成
- ③ 個人情報保護運用マニュアル作成業務
個人情報保護体制の再構築に伴う運用マニュアルの見直し

【改正法の概要】

改正法の主な概要は以下のとおりです。

① 定義の一元化

個人情報の定義を、国・民間部門と同じ規律を適用

(例) 個人情報、要配慮個人情報、個人識別符号 等

② 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いを、国と同じ規律を適用

(例) 個人情報の利用及び提供の制限、安全管理措置 等

③ 個人情報ファイル簿の作成・公表

個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用

※1,000人以上を対象とした個人情報ファイルを保有する場合、その概要を記載した個人情報ファイル簿の作成・公表をしなければならない。

④ 自己情報の開示、訂正及び利用停止

開示等の請求権や要件、手続の主要部分は法律で規定

(例) 本人又は法定代理人にしか開示等請求が認められていなかったが、改正法により、任意代理人による開示請求等が認められるようになる。

※地方公共団体が定めている情報公開条例との整合を図るため、非開示情報、開示等手続、審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

⑤ 匿名加工情報の提供制度の導入

匿名加工情報の提供制度について、国と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として都道府県と指定都市で適用。地方公共団体は、任意で提案募集することは可能。

⑥ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

※個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取り扱い等に関して、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う。

※地方公共団体は、個人情報の取り扱い等に関し、個人情報保護委員会に必要な情報提供又は助言を求めることが可能。

(例) 個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

【個人情報保護条例の改廃、制定等について】

個人情報の取扱いの大部分は改正法に規定されますが、改正法と現行の個人情報保護条例の規定に違いがあるため、条例を改廃し、改正法の施行条例として取扱実務の運用を変更する必要があります。

□施行条例で定める必要がある事項 (例)

○本人開示等請求における手数料

○行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

□施行条例で定めることができる主な事項 (例)

○条例要配慮個人情報の内容

○本人開示等請求における不開示情報の範囲

○本人開示請求等の手続 (開示決定等の期限を改正法より短い期限)

○専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

新個人情報保護法 第60条

(定義)

第六十条 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

新個人情報保護法 第74条

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

新個人情報保護法 第75条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

新個人情報保護法施行令 第20条

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十条 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

新個人情報保護法・ガイドラインの体系イメージ 資料2



個人情報 WEB システムイメージ

事務登録簿一覧

処理	部署	管理番号	事務の名称	告示番号	最終更新日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11063	情報公開請求等に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11064	訴訟事務	120	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11061	情報公開審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11062	行政手続法及び茨木市行政手続条例に基づく申出に関する事務	520	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11065	基力団排除条例に関する事務	684	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11066	個人情報保護運営審議会に関する事務	388	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11067	個人情報保護条例の一部改正に係るパブリックコメント募集事務	160	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11068	個人情報保護審査会に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11069	個人情報に関する苦情相談事務	53	平成29年4月1日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11070	個人情報の開示等に関する事務	286	平成30年9月14日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11071	市長等政治倫理条例（案）に係るパブリックコメント募集事務	455	平成29年3月31日
照会	総務部 法務コンプライアンス課	11072	行政不服審査関係事務	456	平成29年3月31日
照会	総務部 市民税課	11077	ふるさと寄附金に関する事務	464	平成29年3月31日
照会	総務部 市民税課	11073	軽自動車税の課税事務	204	令和2年6月26日
照会	総務部 市民税課	11074	市府民税及び軽自動車税の減免事務	466-1	令和2年1月7日

クリック

個人情報取扱事務 照会			
閉じる			
管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	
基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル			
告示番号	466-1	告示年月日	令和元年12月27日
事務の目的及び概要	天災その他特別の事情がある場合に減免を必要とする認めざる者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、市条例の定めるところにより、拒絶力の薄弱な者を救済するため		
収集方法(直接収集)	当該個人から収集する		
収集方法(間接収集)			
直接収集しない根拠	審議会への諮問状況		
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	5年
条例に基づく開示等の可否	一部否	否の理由	条例第22条第5号
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	減免を受けようとする納税義務者		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更②/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更③/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		
新規(取扱年月日)	昭和63年3月24日	変更(取扱年月日)	令和2年1月1日
廃止(取扱年月日)		最終更新日	令和2年1月7日
番号法別表1番号		番号法別表1主務省令番号	
番号法別表1事務名			
別表1主務省令に補			

ファイル簿と連動（クリック）

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

管理番号	個人情報ファイル名称
1006	課税資料帳
1008	軽自動車税減免申請書帳
1009	減免申請書帳
1010	個人住民税課税システム

Copyright © 2000-2013 GYUJIEI Corporation. All Rights Reserved.

事務と紐づいているファイル一覧

クリック

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書帳		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の減免事務のために利用する。		
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、電話番号等、家族・親族の状況、資格・免許、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、障害の状況		
記録範囲	軽自動車税減免申請者		
収集方法	本人から直接収集	要配慮個人情報の有無	有
記録情報の経時的提供先の有無	なし	経時的提供先の名称	
他の法令等による特別の系統等の有無	なし	法令等の名称	
個人情報ファイルの種類	マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数	100人以上1,000人未満
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨			
備考			
登録日	平成31年3月29日	変更日	
廃止日		最終更新日	平成31年3月29日

Copyright © 2000-2013 GYUJIEI Corporation. All Rights Reserved.

ファイル簿の一覧からも確認可能

個人情報ファイル 一覧

メニューへ戻る 検索指示

頁 1 / 16, 表示 20 データ 全 303 中 1 ~ 20

< 前頁 > 1 2 3 4 5 6 7 8 9 次頁 > 最終頁 >>

処理	部 署 ▲	管理番号	ファイルの名称	個人情報ファイルの区分	最終更新日
照会	総務部 総務課	1001	登録調査員名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 総務課	1002	統計調査員・指導員短歴管理名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 危機管理課	1003	被災者台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 秘書課	1004	市制施行70周年記念表彰対象者名簿	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1005	ふるさと寄付金特例申請一覧	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1006	課税資料簿	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1007	軽自動車課税台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1008	軽自動車税減免申請書簿	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1011	税務諸証明発行システム	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1009	減免申請書簿	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 市民税課	1010	個人住民税課税システム	特定個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1012	異動連絡表	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1014	家屋入カデータチェックリスト	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1015	家屋滅失入カチェックリスト	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1016	旧土地台帳	個人情報ファイル	平成31年3月29日
照会	総務部 資産税課	1017	共有者ファイル	個人情報ファイル	平成31年3月29日

クリック

個人情報ファイル 照会

閉じる

取扱事務と連動（クリック）

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書簿		
部 署	総務部	市民税課	
基本項目	個人情報記録項目	利用個人情報取扱事務	
個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の減免事務のために利用する。		
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、電話番号等、家族・親族の状況、資格・免許、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、障害の状況		
記録範囲	軽自動車税減免申請書		
収集方法	本人から直接収集	要配慮個人情報の有無	有
記録情報の経常的提供先の有無	なし	経常的提供先の名称	
他の法令等による特別の手續等の有無	なし	法令等の名称	
個人情報ファイルの種別	マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数	100人以上1,000人未満
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨			
備考			
登録日	平成31年3月29日	登録日	
廃止日		最終更新日	平成31年3月29日

Copyright ©2019-2022 CYOSEL Corporation. All Rights Reserved.

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1008		
ファイルの名称	軽自動車税減免申請書		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

管理番号	個人情報取扱事務名称
11074	市府民税及び軽自動車税の減免事務

Copyright © 2009-2012 CYBERE1 Corporation. All Rights Reserved.

ファイルと紐づいている事務一覧

ここに入力して検索

17:05 2021/11/07

クリック

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

告示番号	466-1	告示年月日	令和元年12月27日
事務の目的及び概要	天災その他特別の事情がある場合に減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、市条例の定めるところにより、拒税力の薄弱な者を救済するため		
収集方法(直接収集)	当該個人から収集する		
収集方法(間接収集)			
直接収集しない根拠		審議会への諮問状況	答申番号第10号令和元年9月17日付け
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	5年
条例に基づく開示等の可否	一部否	否の理由	条例第22条第5号
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の総数	減免を受けようとする納税義務者		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし 変更①/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更②/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更③/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		
新規(取扱年月日)	昭和63年3月24日	変更(取扱年月日)	令和2年1月1日
廃止(取扱年月日)		最終更新日	令和2年1月7日
番号法別表1番号		番号法別表1主務省令番号	
番号法別表1事務名			
別表1主務省令に掲げる事務の内容			

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11074		
事務の名称	市府民税及び軽自動車税の減免事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目	個人情報記録項目	利用個人情報ファイル
管理番号	個人情報ファイル名称	
1006	課税資料帳	
1008	軽自動車税減免申請書帳	
1009	減免申請書帳	
1010	個人住民税課税システム	

Copyright © 2009-2012 OYDISE Corporation. All Rights Reserved.

もちろん、その他のファイル簿とも連動！

クリック

個人情報取扱業務Webシステム - Internet Explorer
<https://city-ibaraki.pimgr-tp.jp/File/fms/view/1010/dlog/>

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1010		
ファイルの名称	個人住民税課税システム		
部署	総務部	市民税課	

基本項目	個人情報記録項目	利用個人情報取扱事務
個人情報ファイルの区分	特定個人情報ファイル	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税事務のために利用する。	
記録項目	個人番号、識別番号等、氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、本籍・国籍、電話番号等、死亡・死亡年月日、家族・親族の状況、婚姻関係、居住状況、職業・職歴、学業・学歴、収入、課税状況、資産内容・損害及び被災状況、取引状況、支出、障害の状況、借済歴	
記録範囲	個人住民税の納税義務者、特別徴収義務者並びに納税義務者の相続人、納税管理人及び法定代理人	
収集方法	本人から直接収集、給与支払者、年金支払者及び国税庁から収集、戸籍事務及び住民基本台帳事務から収集	要配慮個人情報の有無
		有
記録情報の経常的提供先の有無	有	経常的提供先の名称
		個人住民税の納税義務者、特別徴収義務者、納税義務者の相続人、納税管理人及び法定代理人、国税庁、都道府県並びに市区町村
他の法令等による特別の取扱いの有無	なし	法令等の名称
個人情報ファイルの種別	毛録処理ファイル・マニュアル処理ファイル	個人情報の本人の数
		1,000人以上
実施機関非識別加工情報の提案募集をする旨		
備考		
登録日	平成31年3月29日	変更日
廃止日		最終更新日
		平成31年3月29日

取扱事務と連動（クリック）

個人情報ファイル 照会

閉じる

管理番号	1010		
ファイルの名称	個人住民税課税システム		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報取扱事務

管理番号	個人情報取扱事務名称
11075	市府民税の課税事務
11074	市府民税及び軽自動車税の減免事務

Copyright © 2000-2012 TEPCO Corporation. All Rights Reserved.

個人住民税課税システムファイル簿とリンクしている事務一覧！

クリック

個人情報取扱事務 照会

閉じる

管理番号	11075		
事務の名称	市府民税の課税事務		
部署	総務部	市民税課	

基本項目 個人情報記録項目 利用個人情報ファイル

告示番号	204	告示年月日	令和2年6月23日
事務の目的及び概要	市府民税の課税事務のため。そのため法令の定めにより収納課並びに関係機関に提供する。社会保険庁から国民年金法第106条第1項及び第108条の規定に基づく情報提供の依頼により、情報提供を行うにあたって照会対象者特定のために、基礎年金番号及び被保険者主体番号の情報が必要のため。又、社会保険庁に照会をする時に、基礎年金番号をもって照会するため。		
収集方法(直接収集)	当該本人から直接収集		
収集方法(間接収集)	特別徴収義務者等から収集するもの及び関係機関から収集する。国民年金事務・戸籍事務からの収集		
直接収集しない根拠	条例第9条第2項第2号適用（法令等：地方税法第20条の11）	審議会への諮問状況	答申番号第10号令和元年9月17日付け答申
収集した情報の保存方法	文書、コンピュータの入力物	保存期間	7年
条例に基づく開示等の可否	可	否の理由	
オンライン接続の有無	有	外部委託の有無	有
対象者の範囲	市府民税の納税義務者等		
備考	当初告示番号及び告示年月日：なし。 変更①/告示番号：第203号 告示年月日：平成元年10月17日 変更②/告示番号：第99号 告示年月日：平成6年4月13日 変更③/告示番号：第203号 告示年月日：平成18年11月27日 変更④/告示番号：第200号 告示年月日：平成23年8月10日 変更⑤/告示番号：第464号 告示年月日：平成24年1月31日 変更⑥/告示番号：第531号 告示年月日：平成25年1月7日 変更⑦/告示番号：第355号 告示年月日：平成26年11月25日 変更⑧/告示番号：第464号 告示年月日：平成27年12月28日 変更⑨/告示番号：第381号 告示年月日：平成30年10月4日 変更⑩/告示番号：第466-1号 告示年月日：令和元年12月27日		

事務取扱とファイル簿をそれぞれ連動させ、互いにリンクするように管理する必要があります！

建物収去土地明渡等請求事件について

1 経緯

保津町下大年にある山惣株式会社（以下、山惣）の製材所敷地内には、市有地が混在する状態にあり、以前から継続的に製材所用地として使用されている。問題の解決に向け、平成 30 年度に製材所内の市有地を山惣に売り払うことを市の最終方針として伝え、交渉を進めたが山惣に市有地買取りの意思がないことが確認できた。

本市において山惣が何らかの権原に基づき本件土地を使用しているとみることは容認できない状況であり、これ以上山惣による市有地の無償使用という状態を継続させることはできないとして、山惣が本件土地を使用する権原がないことを明らかにするため、訴訟を提起した。

2 原審（京都地方裁判所令和 2 年（ワ）第 2274 号）の概要

（1）結論 亀岡市の請求を棄却

（2）前提

本市が本件土地を所有していること、山惣が本件土地を占有していることに争いがない。争点は、山惣が本件土地を使用する権原を有しているか否かである。

（3）争点①（使用収益目的を定めた使用貸借契約の成立の有無）

ア 山惣（「被告」）の主張

使用貸借契約が成立しており、山惣には本件土地を使用する権原がある。

イ 亀岡市（「原告」）の主張

使用貸借契約は成立していない（本件土地を貸したことはない）。

仮に使用貸借契約が成立したとしても、亀岡市が山惣に対して明渡請求をしたことにより、使用貸借契約は終了している。

ウ 裁判所の判断

使用貸借契約の成立が認められる。

（4）争点②（使用貸借契約に係る解除条件の合意及び条件成就の有無）

ア 亀岡市の主張

仮に使用貸借契約が成立していたとしても、本件土地の所有権を山惣に移転するという協議が決裂した場合には、使用貸借契約が終了するとの条件が合意されており、当該条件が成就しているため、使用貸借契約は終了している。

イ 山惣の主張

上記条件を合意したことはない。

ウ 裁判所の判断

解除条件の合意・成就是認められない。

3 控訴審（大阪高等裁判所令和3年（ネ）第2506号）の概要

(1) 結論 亀岡市の控訴を棄却

(2) 亀岡市（「控訴人」）の主張

原判決においては、使用貸借契約の使用収益目的が、①建物の一部を本件土地上に移設する（移設して建物を所有する）目的か、②本件土地以外の土地に移設する（移設が完了するまでの間、本件土地上に建物を所有する）目的のどちらであるかが不明である。

使用貸借契約成立時に既に建物が移設されているという時系列に照らして、①の目的が認定されることはあり得ない。また、仮に①の目的であったとしても、本件土地を無償で使用する期間としては十分な期間が経過している。

②の目的であるとする、山惣の判断により未来永劫本件土地を使用できることになり、そのような目的のもと使用貸借契約を締結するはずがない。

(3) 山惣（「被控訴人」）の主張

事実関係の主張

(4) 裁判所の判断

使用貸借契約の使用目的は①であり、解除条件の合意も認められない。

∴ 使用貸借契約の使用収益目的は①と認められる。なお、亀岡市も山惣が製材所を移設した経緯を認識しているから、使用貸借契約成立時に既に製材所が移設されていても、使用貸借契約が成立することはあり得る。また、本件土地の所有権を山惣に移転することは前提になっておらず、協議決裂の場合に使用貸借契約が終了するとの条件は認められない。

無償の使用期間として十分な期間は経過していない。

∴ 山惣製材所が使用に耐えない状態であるとはいえないし、現に使用されていないわけでもない。また、使用及び収益をするのに足りる期間を経過したとは認められない。

4 本件使用貸借契約について

裁判所は、本件において、建物の一部を本件土地上に移設する（移設して建物を所有する）目的の使用貸借契約の成立を認定し、また使用及び収益をするのに足りる期間を経過したとは認められないと判断した。

今後、前記下線部の状況に変化が生じた場合（製材所の事業停止、製材所が事業の使用に耐えられなくなった等）には、使用貸借契約の終了の主張等を行うことはできると考えられる。また、代表者が変更した場合に、山惣が本件土地を買い取る、又は亀岡市が山惣等所有地を買い取る等の再交渉は考えられる。

亀岡市立小中学校の規模適正化に向けた歩み ＜育親中学校ブロック＞

令和元年度

- ▶R01.08.28 西部4町自治会懇談会
◇学校規模適正化における基本的な考え方及び今後の取組について

令和2年度

- ▶R02.07.07 西部4町自治会長と協議
- ▶R02.10.12 「令和2年度第1回育親中学校ブロック協議会」
 - ◇亀岡市学校規模適正化基本方針について
 - ◇育親中学校ブロックの児童生徒数について
 - ◇方針に基づく小中一貫教育制度について
- ▶R02.11.24 本梅小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.26 青野小学校区「住民説明会」
- ▶R02.11.27 畑野小学校区「住民説明会」

令和3年度

- ▶R03.04.18 西部4町「住民説明会」
- ▶R03.06.04 宮前町湯ノ花平・猪倉地区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.11 宮前町宮川区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.18 宮前町神前地区（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.06.19 東本梅町（青野小学校区）「保護者説明会」
- ▶R03.08.17 青野小学校 PTA 本部役員より「青野小学校保護者の学校規模適正化についての意見」の提出
- ▶R03.11.25 亀岡市西部地区自治会連合会（西部4町自治会長）から市長・教育長に要望書の提出
- ▶R03.12.20 「令和3年度第1回育親中学校ブロック協議会」
 - ◇育親中学校ブロックにおける学校のあり方について
（当該ブロックにおける現状課題の再確認）
- ▶R04.01.24 「令和3年度第2回育親中学校ブロック協議会」
 - ◇育親中学校ブロックにおける学校のあり方について
（当該ブロックにおける学習環境整備イメージ案）
- ▶R04.02.08 青野小学校区「保護者説明会」
- ▶R04.02.10 本梅小学校区「保護者説明会」
- ▶R04.02.17 東本梅町「住民説明会」
- ▶R04.02.18 宮前町「住民説明会」
- ▶R04.02.22 畑野小学校区「保護者説明会」
- ▶R04.02.25 本梅町「住民説明会」
- ▶R04.02.28 畑野町「住民説明会」

▶R04.03.18 「令和3年度第3回育親中学校ブロック協議会」

◇育親中学校ブロックにおける学校のあり方について
(当該ブロックにおける学習環境整備検討案)

令和4年度

▶R04.04.20 「令和4年度第1回育親中学校ブロック協議会」

◇育親中学校ブロックにおける義務教育学校の開校に向けて
(仮開校案、開校に向けた調整事項案、タイムスケジュール案)

▶R04.05.17 青野小学校区「保護者説明会」

▶R04.05.18 宮前町「住民説明会」

▶R04.05.19 東本梅町「住民説明会」

▶R04.05.23 本梅小学校区「保護者説明会」

▶R04.05.24 本梅町「住民説明会」

▶R04.05.26 畑野小学校区「保護者説明会」

▶R04.05.31 畑野町「住民説明会」

▶R04.06.20 「令和4年度第2回育親中学校ブロック協議会」(予定)

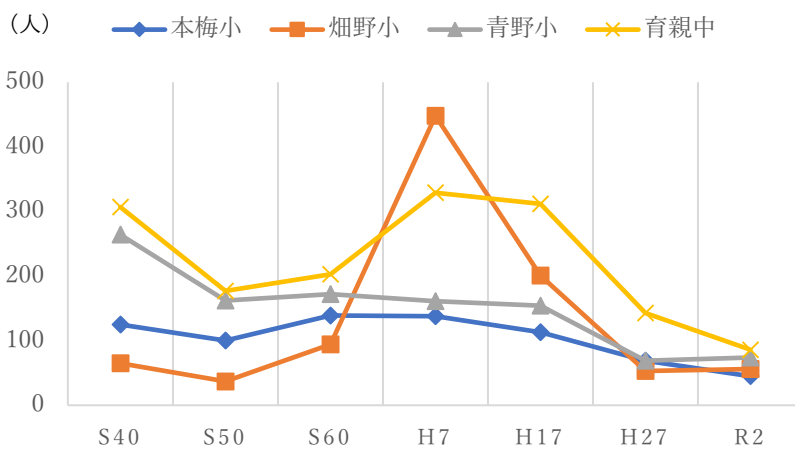
育親中学校ブロックの新たな学校づくりについて

令和4年6月15日発行 Vol.1

亀岡市では、望ましい学習・集団活動を形成し、より良い教育環境の下に魅力ある学校づくりを進めていくため、「亀岡市学校規模適正化基本方針」を平成28年3月に策定し、育親中学校区においては、本梅小、畑野小、青野小共に各学年1学級であり、児童数増加の見込みが小さく、近い将来複式学級となる可能性が高いという課題があげられました。

子どもたちのより良い教育環境の視点に立ち、このような課題の解決を図るため、令和元年8月の西部4町（本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町）自治会懇談会における説明をスタートに取組を進めてまいりました。

育親中学校区 児童生徒数 推移



	3 小学校 児童数	1 中学校 生徒数
昭和 60 年度	405 人	203 人
平成 7 年度	747 人	329 人
平成 17 年度	468 人	312 人
平成 27 年度	191 人	143 人
令和 2 年度	175 人	86 人
令和 9 年度	90 人	73 人

※R9は住民基本台帳をもとにした見込み数

令和2年10月から西部4町自治会長、各校（本梅小、畑野小、青野小、育親中）PTA会長、各校学校長、市議会議員、教育委員会事務局で構成する「育親中学校ブロック協議会」で協議を重ね、また、地域住民や保護者の皆様の御意見を伺うためこれまでに22回の説明会を開催し、地域の皆様と共に取組の方向性を考えてまいりました。令和3年11月には少人数の環境においては種々の集団活動を経験するうえで限界があり、適正な環境にあるとは捉えにくい状況で地元自治会としても学びの環境の確立が喫緊の課題であるという認識のもと、早期に具体方策を提案するよう亀岡市西部地区自治会連合会から御要望もいただき、令和4年3月のブロック協議会において「義務教育学校とすること」、「新しい学校の場所は現在の育親中学校の場所とすること」、「令和6年4月の開設を目標に取り組むこと」という方向性が確認されました。

令和4年4月のブロック協議会並びに5月の各学校区保護者説明会及び各町住民説明会において御説明いたしました内容を抜粋してお知らせします。



お問い合わせはこちらへ

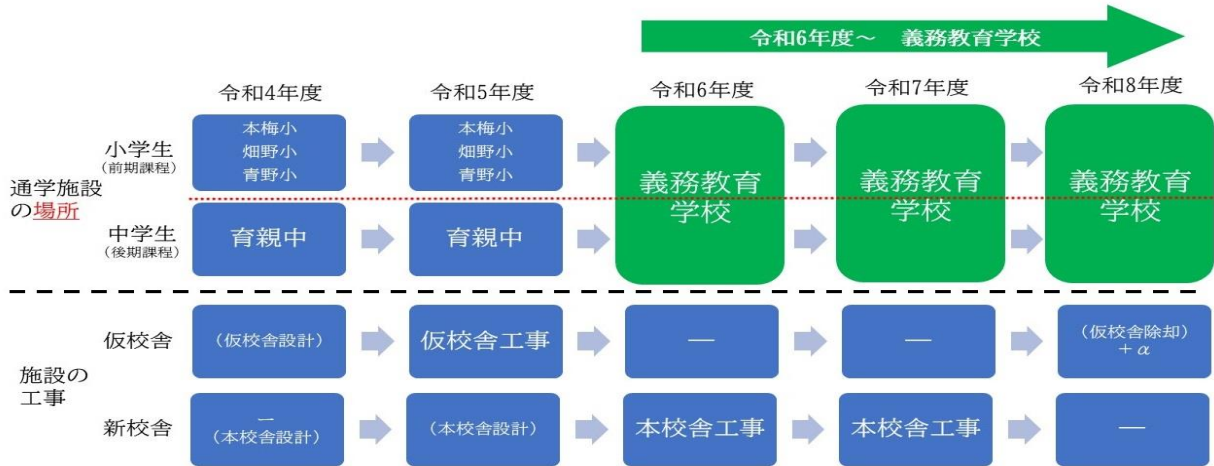
亀岡市教育委員会

義務教育学校の設置や施設に関すること 教育総務課 0771-25-5052

教育内容や通学に関すること 学校教育課 0771-25-5053

令和6年4月の開校案について

できるだけ早期に現在の育親中学校の場所に新たな義務教育学校を設置し、より良い学びの環境を創出するため、令和6年4月から、現在の本梅小学校の場所に仮校舎を設置して既存の本梅小学校校舎と仮校舎を利用した義務教育学校を開校し、並行して育親中学校の場所に新たな校舎を設置する案を提案いたしました。



新たな義務教育学校開校に向けた多様な事項の取組について

新たな義務教育学校を設置するにあたり、多様な事項の検討・調整が必要となります。保護者や地域住民の皆様と学校や教育委員会がともに協力し、みんなで子どもたちの学ぶ環境づくりを推進するため、関係者で構成する「育親中学校におけるブロック義務教育学校の開校に向けた調整会議」を設け、3つのグループに分かれて取組を進めてまいります。

新学校コンセプト検討グループ

学校のコンセプトや校名、児童生徒・保護者・地域に関することなどを検討するグループ

教育・学習環境検討グループ

特色ある教育内容やPTAに関することなどを検討するグループ

通学・施設検討グループ

通学に関することや校舎、また、施設工事時の安全対策に関することなどを検討するグループ

新たな義務教育学校の設置にあたっては、まず、校名と学校の位置を選定し、必要な手続きを経て決定していくことが求められます。校名については児童生徒や保護者、地域の皆様に関心と愛着を持っていただくため、近々公募することを考えておりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

◆◆◆ さいごに ◆◆◆

子どもたちにとってより良い学びの環境を整え、より魅力あふれる新たな学校づくりのためには、保護者、地域の皆様、学校関係者、教育委員会が一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。今後も自治会やPTA、学校と連携し、育親中学校区の皆様はもちろんのこと、多くの市民の皆様に進捗をお知らせしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〒 621-8501
京都府亀岡市安町野々神 8
亀岡市役所

亀岡市議会 議長殿

令和4年3月28日受理
(郵送)

別紙 No. 1

令和4年(2022年)3月21日

陳 情 書

女性スペースを守る会 - LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 -
共同代表 飯野香里 / 井上恵子 / 永田マル / 山田響子

陳情者



住所
〒242-0021 神奈川県大和市中央 2-1-15-5 階
大和法律事務所内

女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情申し上げます。

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国(内閣府)に申し入れて頂きたく陳情するものです。

陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、陳情の趣旨記載のとおり求めます。

なお、「趣旨採択」などの方法によっても貴議会が賛意を示してくださると幸いです。また、陳情者が貴自治体の住民でない場合に写しを議員配布にのみ行う規定がある場合には議会で議員発議を行い、同一または類似趣旨での意見を挙げて頂きたいお願い致します。

また、会の会則及び趣意書を添付致します。何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

F A X : 050-3385-4669 / メール : ask@womens-space.jp / 電話 : 046-263-0130

以 上

「女性スペースを守る会」設立趣意書

2021年9月18日

「女性スペースを守る会 — LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会 —」の設立趣意は、次の通りです。

1. 今、国会では「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第197回衆第12号)が閉会中審査とされ、自民党においてもLGBT理解増進法の策定が議論されています。

私たちは、誰もが幸福追求権・人格権を持ち、その権利は尊重されるべきものであると考えています。しかし、LGBTのうちの「T」であるトランスジェンダーにかかる『性自認』に関しては、十分な議論が必要だと考えます。

特に女性トイレなど女性スペースが守られるのかが心配で、ここに、私たちはこの会を足踏させました。

2. 私たちは今、この新法がこのまま成立すれば、不特定多数が利用する女性トイレを、身体が男性のままである女性を自認する者が、当然に利用できる権利が認められるかのような言説を各所で見かけ、不安と恐怖を感じています。女性自認者は法的には男性であり、身体違和感があることを条件としません。

法案の記者への説明では「男の格好をしたままの人が入ってくることはないから安心してほしい」とも言われますが、それは逆に言えば「女の格好をすれば実質、どの男も入れるようになる」ということになります。

そもそも、「女の格好だから女」というのは、「性の多様性」を尊重する法律であるのにこれを否定する説明であり、明らかに自己矛盾しています。女性の中にもいわゆる男らしい態度と体格を持つ人も、男性の中にもいわゆる女らしい仕草や体形を持つ人がいる、それをそのままに尊重し、差別しないことが「性の多様性」を承認することであると私たちは考えます。

3. わが国には2003年成立の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法」があり、既に約1万人の方々性別変更を果たしています。それぞれの幸福追求権を保障するものとして、貴重な法律です。

しかし、性自認の問題はこれとまったく異なります。中には未成年や手術が健康上できないということなどから性別変更できず「トランスジェンダー」になっている方もいるでしょう。ですが、「トランスジェンダー」の中には、自らの身体に違和感を感じず、手術を考えてもいない人も多くいます。

冒頭の法案では「性自認=自己の性別についての認識をいう」と定義されているだけであり、身体違和ある人とは限定されていません。

すなわち、冒頭法案のうち性自認に関わる部分は、しばしば「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の延長のごとく誤解されてしまいますが、その観点とはまったく異なった新しい「性自認」という概念・主張に基づく法案なのです。

4. どうかお考えください。

たとえ理念法であったとしても影響力は大きく、身体的に男性である「女性自認者」は、女性スペースの利用を公認されたと解釈して女性用スペースに入ってくるでしょう。そして、女性自認者と女性らしい装いの男性、更に良からぬ目的で入ってくる男性とは、外見からは区別できません。男性の中の一部に危うい人がいるのと同様に、女性自認者と女性らしい装いの男性の中にも危うい人はいるでしょう。この指摘は差別でもなんでもありません。その結果、危うい人が女性スペースに入ることがより容易になります。

もとより、女性自認者かどうか、また身体女性なのかどうか、更にその性的指向は男性なのか、女性なのかなどは入り口で確認などできませんし、人権上確認して良い筈もありません。不信を感じたとしても、入ることを公認された「女性自認者」かもしれないと躊躇し、従前より通報しにくくなります。警察もひるまない筈はありません。

いわゆる経産省トイレ裁判での、東京高裁の2021.5.27判決では、女性自認者の権利・法益と、女性らの権利・法益とが衝突する場面なのだとして正しく指摘し、原告の請求を認めませんでした。その第一審2019.12.12の東京地裁判決では原告の主張を認めましたが、手術はしていないものの性同一性障害の特定人(原告)の勤務先である経産省内の特定トイレの使用という限定的な状況であったので認めたものです。すなわち、高裁判決によればもちろん、この地裁判決によったとしても、不特定多数が使う公衆の女性トイレを女性自認者が使えていい筈だ、ということにまったくなりません。

それが、今回の新法により、実質的には女性の装いをする男性の誰もが、不特定多数が利用する女性スペースに入れるようになって良いのでしょうか。

さらに「女性自認者」と装いとは関係ないのですから、男性が自由に入れるようになる恐れがあります。海外ではそのようなトラブルも既に起こっています。

5. 女性トイレなどの女性スペースは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、勝ち取ってきたスペースです。

女性スペースでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。女性トイレがもし身体男性にも開かれるのであれば、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室の盗撮被害の増加や盗聴さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されることも増えるでしょう。警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすくなるのでは、という懸念もあります。

他方、女性自認者からは、男性トイレでは他の男性に違和感を持たれて入りにくい、女性と自認しているのに男性と分かってしまうのが辛いということから、女性トイレの使用を求めるとしています。

この両者の法益の重さを比較して下さい。女性の法益の方がより保護されるべきなのは、明らかではないでしょうか。

まして、女性自認者の法益尊重は、別の方法でほとんど解決できます。「女」「男」の他に「オールジェンダートイレ」を作る、様々な多様性ある男性の課題として当面、男性トイレを「男女」などと変更することによって可能です。男性からは女性自認者に対して違和感はあるけれども恐怖感はなく、女性自認者も「男女」などとすることにより入りやすくなります。女性自認者の法益は、このように別の方法にて確保できるのです。

冒頭の法案では、女性という性自認が「尊重」されることから、女性自認者が女性トイレに入ると解釈されやすいので、見直しが必要なのは当然ではないでしょうか。

6 また「性自認」をめぐるのは、女性トイレの他にも様々な課題があります。

女性用公衆浴場・温泉での問題、DV シェルターの問題、女子スポーツでの公平性、女子大、政党におけるパリティ（男女同数制）、各所のいわゆる「女性枠」の問題や、男性自認者（身体・法的には女性）を含めて刑務所等、自衛隊での扱い、統計の問題など多岐にわたります。医療現場での混乱も予想されます。

その一部は、理念法とは別に個別に議論され決められていくかもしれませんが、課題が山積していることは間違いがなく、国会で十分に議論されるべきものだと考えます。「理念法だから」と軽視して、議論も不十分なままに進めるは国会の責務に反し、後の混乱を招来するだけです。

7 これまで、「女性らしい装いの男性」が女性トイレを時に利用していることを知っておりながら、それを甘受してきた女性もいます。それはその方を傷つけたくなかったこと、トラブルを避けたかったからですが、時に不安を覚えることもありました。

しかし今、冒頭の法案が審議されるうえで、私たちは、女性自認者や「女性らしい」装いの男性が女性トイレ等を使用することを公に認めるべきでないことを、明確にするほかないと考えます。

あわせて、諸々の課題がある「性自認」については、ここで立ち止まり、広く国民の議論を喚起しつつ、十分な国会審議をされるよう求めます。

ここに本会の趣意書とします。

以上

会 則

- 1 (名称) この会は、「女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—」と称する。
- 2 (事務所) この会は、神奈川県大和市に置く。
- 3 (目的) この会は、別紙趣意書における内容を目的とする。
- 4 (事業) この会は、前項の目的を達するために、各政党、国会、行政、各自治体その他社会全体において必要な活動を行う。
- 5 (賛同者) この会の目的に賛同する者は、同趣旨のネット署名等に賛同することにより賛同者となることができ、事務局への連絡により退会する。
- 6 (経費) この会に必要な経費は、寄付によってまかなう。
- 7 (役員) この会の役員として、共同代表4人以上、事務局1人並びにその他の役員を置く。その任期は、成立後1年とし、再任等を妨げない。
- 8 (運営) この会の方針決定並びに役員を選任・解任は、役員の過半数が了解した賛同者による告知したインターネット上のテレビ会議等により、その過半数をもって定める。ただし全員一致の了解を目指すものとする。
上記会議の参加者らは、会議等により知り得た個人情報、その許可なく第三者に提供してはならない。
- 9 (会計) 会計年度は暦年により、会計は年初めに、前項の会議に報告する。
- 10 (改正) この会則は、第8項の会議にて、その出席者の3分の2以上の特別議決により変更ができる。
- 11 (解散) この会は、会の目的を達したとき、又は前項の特別議決により解散する。
- 12 (付則) この会則は、2021年9月18日のこの会の成立から適用する。

2021年9月18日

令和4年7月12日受理
(郵送)

別紙 No. 2

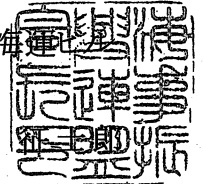
令和4年3月28日

亀岡市議会議長 殿

東京都千代田区平河町 2-6-4 海

海事振興連盟

会長 衛藤



国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛に提出願いたい。

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案として

その成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人々に向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見ても軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議員、市町村議会議員

写送付先:都道府県知事、市町村長

(注:市町村には東京 23 区も含む)

賛同している当連盟副会長

副会長	塩谷 立	衆議院議員
副会長	二階 俊博	衆議院議員
副会長	額賀 福志郎	衆議院議員
副会長	甘利 明	衆議院議員
副会長	村上 誠一郎	衆議院議員
副会長	石破 茂	衆議院議員
副会長	松本 剛明	衆議院議員
副会長	前原 誠司	衆議院議員
副会長	玉木 雄一郎	衆議院議員
副会長	枝野 幸男	衆議院議員
副会長	海江田 万里	衆議院議員
副会長	石井 啓一	衆議院議員
副会長	馬場 伸幸	衆議院議員
副会長	宮沢 洋一	参議院議員
副会長	山口 那津男	参議院議員
副会長	増子 輝彦	参議院議員
副会長	山本 順三	参議院議員

本件に関するお問い合わせ先:

海事振興連盟 事務局 担当:石川 尚

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル

電話:03-3265-1926 FAX:03-3265-0867

Eメール:renmei@jsanet.or.jp

参 考

意見書のサンプル(一例)

令和4年〇月〇日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

〇〇〇議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上

(海事振興連盟事務局注)

内閣総理大臣宛に提出いただいた意見書の写をFAXまたは電子メールにて当連盟事務局にご送付いただけましたら幸いです。

(宛先 FAX:03-3265-0867、電子メール:renmei@jsanet.or.jp)

参考:地方自治法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

団体名：辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

代表者：小宮勇介

住所：兵庫県三田市武庫が丘 2-15-3

電話：090-3928-7596

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

(陳情趣旨)

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年です。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いています。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからです。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではありません。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきました。2019年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけにNOを示しました。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めています(2010年4月6日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6)。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言えます。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしましたが、戦後も同様の構図を維持するからです。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復しますが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされました。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはなりません。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まりました。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島(琉球弧)全体の軍事化が進められています。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということです。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのです。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者です。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しません。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはなりません。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことです。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきです。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策です。

以上のような観点から、喫緊の課題として、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国および国会に提出されるように陳情します。

(陳情項目)

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書（案）

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で 50 年である。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いている。この国の米軍専用施設の 70%以上が国土面積 0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからである。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではない。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきた。2019 年の辺野古県民投票でも、県民は明確に基地の押しつけに NO を示した。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている（2010 年 4 月 6 日、国連文書番号 CERD/C/JPN/CO/3-6）。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とざれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言える。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしたが、戦後も同様の構図を維持するからである。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復したが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされた。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはならない。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まった。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島（琉球弧）全体の軍事化が進められている。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということである。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのだ。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者である。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しない。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはならない。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことである。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民全体で議論し解決していくべきである。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。

よって、本議会は、国および国会に対し、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1. 沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること
2. 辺野古新基地建設を断念すること
3. 普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2022 年〇月〇日

〇〇〇〇議会議長 〇〇〇〇

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

各議会 議長さま

日々、住民の平和で豊かな暮らし、安全な環境を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

軍隊を有する私たちの世界から戦争という存在が途絶えたことはありませんが、そのことを思うにつけ、いま頭をよぎるのは、圧倒的に不平等な基地負担を押しつけられている沖縄の現状です。ウクライナの状況を見ていると、戦争では「基地」が真っ先に攻撃を受けること、その周辺に住む住民はあっという間に逃げ場を失い、命を失うことがわかります。私たちはかつて沖縄を「捨て石」にして国を守ろうとしたことがあります。私たちは、そのような歴史を二度と繰り返してはならないと思います。

日本国憲法の前文に記されていますように、私たち国民には、主権者として政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように全力をあげて平和を成就させるために努める責任があります。また、法の下での平等という憲法の理念のもと、社会に生きる誰一人として不当な差別にさらされることのないよう努めることも私たち国民の責任です。安全保障の問題は国の専権事項であるので私たち国民は意見を言えないということはありません。

圧倒的に不平等な基地の集中によって、長きにわたり、沖縄の人々の平和で安全な暮らしが脅かされ続けています。これ以上、沖縄の人びとが危険な環境にさらされることのないよう、貴議会におきましても、真摯にこの問題と向き合い、国に意見書を提出することによって憲法に定められた国民の責任を果たして下さいますようお願い申し上げます。なにとぞ、ほんとうの平和を願う国民の思いをくみ取り、この陳情について真摯に議論して下さることを心よりお願い申し上げます。

2022年5月6日

辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会

小宮勇介

(以下、「連絡会」の構成団体)

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を大阪に引き取る行動

本土に沖縄の米軍基地を引き取る福岡の会

沖縄問題を考える上五島住民の会

沖縄に应答する会@新潟

沖縄の基地を引き取る会・首都圏ネットワーク(東京・神奈川)

沖縄に应答する会@山形

沖縄差別を解消するために沖縄の米軍基地を兵庫に引き取る行動

沖縄に应答する会@埼玉

沖縄の基地を考える会・札幌

沖縄に应答する会@あきた

令和4年5月31日受理

(郵送)

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

別紙 No.4

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島、長崎への原爆投下から77年目を迎えました。昨年発効しました核兵器禁止条約の批准国は現在60ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がりつつあります。しかし、ウクライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運施策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

< 記 >

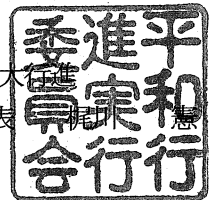
1. 核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - ① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - ② 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。市役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - ③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - ④ 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴えて下さい。
4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2022年5月25日

原水爆禁止国民平和大行進
京都実行委員会代表



2022年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内
原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203 FAX：075-811-321

令和4年6月3日受理
(郵送)

令和4年5月25日

別紙 No.5

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

中国共産党による臓器収奪の即時停止
ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所：兵庫県伊丹市北伊丹 1-75

氏名：井田 敏美

陳情の趣旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情の理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人々から生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。

(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われれます。

(※1) 各種決議案

① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603) (2013年12月12日可決)

欧州議会オフィシャルネットに本決議案の翻訳が掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2013-0603+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

② 米国下院議員 343号決議案案 (2016年6月13日可決)

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/343/text>

(PDFファイル) : <https://www.congress.gov/114/bills/hres343/BILLS-114hres343eh.pdf>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>

③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

<https://chinatribunal.com/>

(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<http://jp.endtransplantabuse.org/ct-finaljudge>

④ 欧州議会 中国共産党による生きて人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案 (2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://www.epochtimes.jp/2022/05/105622.html>

(日本語報道) : https://www.youtube.com/watch?v=_Bjk7lmlHy4

(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める意見書（案）

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出することです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

- (1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。
- (2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。
- (3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。
- (4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われま

つきましては、国際人権規約を批准している我が国の政府ならびに関係機関には、一刻も早く正義の行動を起こしていただきたく、次の2点を要請いたします。

(A) すべての人権対話の場やパートナーとの関わりの中で臓器狩りの問題を提起し、非難する。日本国民を臓器移植の目的で中国に渡航させないための必要な行動をとり、移植医療、研究、訓練に関する中国側との協力関係を見直し、臓器移植法の法改正を行う。

(B) 法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害を即時停止し、人権状況を改善するよう中国政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年5月22日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
厚生大臣	〇〇	〇〇	様
国家公安委員長	〇〇	〇〇	様
警察庁長官	〇〇	〇〇	様